

月刊 脊 振

福岡県議会議員
 南区選出
ひぐち 明
 後援 会 報 誌



官民一体となった暴力団の排除を



(官民一体となって暴力団を追い出し、組事務所跡を駐在所として利用している山口駐在所。暴力団排除の象徴的存在です)

福岡県は、全国最多の5団体の指定暴力団本部を擁し、発砲事件は5年連続で全国ワースト。暴力団対策は福岡の最優先課題のひとつです。
 福岡県警のみならずも暴力団の根絶に向けてたゆまぬ努力を続けておられ、私も警察常任委員会の委員長として精一杯この問題に取り組んでまいりました。

そんななか、10月13日に福岡県議会にて全会一致で可決、成立した暴力団排除条例および公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例は、官民一体で暴力団根絶を目指す強力な一手だと期待されています。すでに新聞報道等でご存知の方も多いかと思いますが、事業者に対する罰則荷まで踏み込んだ全国初の画期的な条例ですので、詳しくご説明したいと思います。

この条例は、県、県民及び事業者の果たすべき役割を明確化することによって、暴力団とその資金源になりうる事業者との不健全な関係を断ち切り、暴力団を社会から排除すること、そして子ども達から暴力団を遠ざけることを大きな目的として成立しました。暴力団の封じ込めには、捜査だけではなく、県民の協力が不可欠です。これまで、積極的に暴力団に金銭を渡して用心棒として利用していた事業者や、暴力を恐れてみかじめ料の支払いや過剰値引きなど暴力団の言いなりになっていた事業者、暴力団の活動を助長すると知りながら製品を販売する事業者なども多かったとのことですが、今回の条例では、暴力団または暴力団を辞めて5年未満の元組員に利益供与する行為には、悪質な場合1年以下の懲役か50万円以下の罰金刑などが課せられます。また、組事務所として不動産を賃貸・売却することも無期限禁止としました。

事業主の皆さんにはこの条例を盾に暴力団の不当な要求を断ってほしいと思いますが、それによって報復などの暴力を受ける恐れがある場合や訴訟になる場合もあるでしょう。先日の委員会質疑でもこの点は大きな関心事項となりました。そこで、県民の皆様が条例と暴力団への恐怖との板ばさみになってしまつてはならないよう、手厚い対策を打ち出しました。

暴力団の恐怖から県民の皆さまを守るために

この条例の施行は来年4月ですが、施行に先がけて1月からは県警に「暴力団対策部」を新設、暴力団追放運動に取り組む人々たちを守るため、警察が監視カメラの設置や周辺への警戒員配置、住居への立ち入り警戒など必要な措置を取る、暴力団の活動実態を幅広く広報する、不当要求への対処方法や助言を行うなど細やかなサポートを行います。また、組事務所の使用差し止め訴訟などでは県が費用面で援助する規定や、暴力を恐れて利益を供与してしまっても、自首していただければ罪を減じる措置規定も設けました。取引相手が暴力団関係者であるかどうか、事業者から照会があれば情報を開示する方針も決めています。さらに、今回の迷惑防止条例の改正によって、今まで取締りが困難であったいわゆる暴力団の地回り行為や、暴力を背景に相手に不安を与えて不当要求をのませようとする嫌がらせ行為にも直接対処できるようになりました。県自体も暴力団と取引関係になってしまわないよう、県有地の一般競争入札により売却の際や公共事務・事業には、暴力団関係者を参加させないよう確認作業を今まで以上に徹底させることが決まりました。事業主の皆さま、県は皆さまの安全を守るため様々な対策を講じています。是非勇気を持って暴力団の活動資金を封じ込めるこの条例にご協力ください。

この条例のもう一つの柱、青少年保護については、現在、暴力団員と子どもとの関わりとして、違法麻薬の密売、風俗店での雇用、売春行為の強要や組員として勧誘して上納金を納めさせるなどの深刻な事例が報告されています。県内の暴力団組員が増加傾向にあることから、子ども達と暴力団が接する機会を減らすことが急務だといえます。そこで今回の条例では小中学校や図書館など未成年が利用する文教施設の200m以内に暴力団事務所を新設することを禁止するほか、県と県警は市町村と協力し、映画などにおける暴力を美化する風潮を封じることが、県と県警は市町村と協力し、映画など官を派遣して暴力団の真の実態を知らせ、その悪質性を啓発していく方針ですが、子どもたちを暴力団から遠ざけるには、ご家庭や地域の皆さまのご協力も大変重要です。県も、子育ての悩み相談の窓口を設けるなど、保護者の皆さんが一人で悩みを抱え込まなくても良いようなサポート体制の充実にも努めているほか、ボランティアの皆さんのご協力もいただきながら夜回り、街中指導などの地道な青少年育成活動を行っています。これも達が悪の道に入り込まないよう、官民一体となって取り組み、暴力団のいない健全な未来を築きましょう！

南区トピックス

南警察署と9つの交番が南区を守っています。最寄の交番を確認しておきましょう。

- 南警察署 tel:542-0110
- 高宮交番 tel:523-0560
- 野間交番 tel:511-1347
- 長住交番 tel:551-4800
- 大橋警部交番 tel:541-1094
- 三宅交番 tel:541-0339
- 花畑交番 tel:566-8091
- 井尻交番 tel:585-4065
- 屋形原交番 tel:565-0110
- 警弥郷交番 tel:591-3026